

商品概要説明書

総合口座（普通貯金無利息型＜決済用＞）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商 品 名	・総合口座（決済用）
ご利用いただける方	・個人のみ（当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	・普通貯金は無利息となります。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・ 2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金を担保組入れることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金残高の合計額の 90%（千円未満切捨て）、最高 300 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5% 上乗せした利率、または定期積金の利回りに年 0.7% 上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードにより A T M 等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金のお取扱いもできます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083-976-6851）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター （電話：083-922-0087） 広島弁護士会仲裁センター （電話：082-225-1600） 福岡県弁護士会紛争解決センター （北九州）（電話：093-561-0360） （福 岡）（電話：092-791-1840） （久留米）（電話：0942-30-0144） 東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター

	(電話：０３－３５９５－８５８８) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話：０３－３５８１－２２４９) 民間総合調停センター（大阪府) （ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 26 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ山口県